

令和6年3月21日

一宮市競争入札資格審査事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

一宮市長 中野正康

一宮市訓令第3号

一宮市競争入札資格審査事務取扱規程の一部を改正する訓令

一宮市競争入札資格審査事務取扱規程(昭和40年一宮市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第4(第11条関係) 舗装工事業者の総合評定値と等級の格付 【別記1 参照】	別表第4(第11条関係) 舗装工事業者の総合評定値と等級の格付 【別記1 参照】
別表第6(第11条関係) 水道施設工事業者の総合評定値と等級の格付 【別記2 参照】	別表第6(第11条関係) 水道施設工事業者の総合評定値と等級の格付 【別記2 参照】
別表第11(第11条関係) 管工事業者の総合評定値と等級の格付 【別記3 参照】	別表第11(第11条関係) 管工事業者の総合評定値と等級の格付 【別記3 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

等級	総合評定値
A	820点以上
B	710点以上 <u>820点未滿</u>
略	

改正後

等級	総合評定値
A	<u>830点以上</u>
B	710点以上 <u>830点未滿</u>
略	

【別記2】

現行

等級	総合評定値
A	<u>760点以上</u>

B	700点以上760点未満
略	

改正案

等級	総合評定値
A	770点以上
B	700点以上770点未満
略	

【別記3】

現行

等級	総合評定値
A	770点以上
B	500点以上770点未満
略	

改正後

等級	総合評定値
A	780点以上
B	500点以上780点未満
略	

付 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和6年3月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の一宮市競争入札資格審査事務取扱規程の規定は、令和6年4月1日以後に契約を締結するものについて適用し、同日前に契約を締結するものについては、なお従前の例による。